

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 9 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700265号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700029号

第1 結論

平成12年4月から平成16年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成16年7月まで

請求期間に係る国民年金の加入手続については、私が厚生年金保険の適用事業所を退職した後の平成12年4月頃に元妻がA社会保険事務所(当時)又はB市役所のいずれかで行った。

また、請求期間に係る国民年金保険料は、離婚するまでの期間は、詳細は不明だが元妻がA社会保険事務所で納付し、離婚後の期間は、私が、2、3か月に一度、同事務所で納付していた。

調査の上、請求期間のうち、国民年金保険料を納付した期間について記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間については、直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日(平成12年4月26日)を「勸奨事象発生日」として、「第1号・第3号被保険者取得勸奨」の対象とされ、その後、加入手続を行わなかった国民年金未加入者の一覧である「未適用者一覧表(最終)」が作成されていることが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続が行われていなかったと考えられ、現在においても未加入期間とされていることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。